

令和6年度 第78回関東高等学校女子バレーボール大会(神奈川)

【宿泊・弁当 申込要項】

宿泊・弁当については、委託旅行業者の「近畿日本ツーリスト株式会社 県央町田支店」が手配を行います。

この要項の対象者は今大会に参加する監督（引率教員・コーチ）・選手（マネージャー・応援含）・バス乗務員とします。

1. 宿泊について（近畿日本ツーリスト株式会社の募集型企画旅行になります。このプランの募集型企画旅行は、グループの代表者を契約責任者とする「団体・グループ契約」とします。）

(1) 出発日 令和6年5月31日（金）1泊2日 または 2泊3日

(2) 旅行代金と食事について

旅行代金は、1泊3食または1泊夕・昼食付の宿泊代・消費税・宿泊税・サービス料を含む1名1泊あたりの金額です。

(3) 配宿・お部屋タイプについて

配宿は実行委員会と協議の上、出来る限り試合会場・日程等を配慮した上で行いますが、収容人員・申込人数などの要因によりご希望に沿えない場合がございます。**宿泊ご人数によっては分宿となる可能性もございます。**

また、宿泊施設に限りがあるため、宿泊施設、部屋タイプ及び部屋数の指定はできかねます。予めご了承ください。

宿泊部屋は選手1～7名1室(和室・洋室)、引率者・乗務員1名1室(和室・洋室)でご利用いただきます。

洋室はシングル・ツイン・ダブル・トリプルの利用となります。

ホテル決定後は、変更を承ることができません。

相部屋は受け付けしておりません。

(4) 交通手段と駐車場について

各ホテルから大会会場までの交通手段は各学校にてご手配願います。バス等の留め置きをご希望の場合、駐車料金が別途発生します。

留め置き可能なホテル・台数に限りがあるため、公共の駐車場(有料)をご利用いただく可能性があります。その際、駐車場はホテルから離れる場合があり、乗務員の交通費はお客様負担となります。お手数ですがホテル決定後に各施設へ直接お問い合わせ下さい。

(5) 旅行代金に含まれないもの

行程に含まれない交通費等の諸経費および個人的な費用

(6) 旅行代金について 下記は全て、お一人様 1 泊あたりの旅行代金です

施設名	エリア	旅行代金	食事条件	部屋タイプ (全室バス・トイレ付)
箱根高原ホテル	仙石原温泉	13,500 円	1 泊 3 食付	和室(1 名～7 名定員)
ニューウェルシティ湯河原	湯河原温泉		1 泊 3 食付	和室(1 名～7 名定員)
グランドホテル神奈中 秦野	秦野		1 泊 3 食付※①	洋室(シングル・ツイン・トリプル)
東横 INN 小田原駅東口 ※ホテルから無料で朝食が提供されます。	小田原		1 泊タ・昼食付※①	洋室(シングル・ダブル・ツイン)
東横 INN 湘南平塚北口 1 ※ホテルから無料で朝食が提供されます。	平塚		1 泊タ・昼食付※①	洋室(シングル・ダブル・ツイン)
東横 INN 湘南平塚北口 2 ※ホテルから無料で朝食が提供されます。	平塚		1 泊タ・昼食付※①	洋室(シングル・ダブル・ツイン)
グランドホテル神奈中 平塚	平塚		1 泊 3 食付※①	洋室(シングル・ツイン・トリプル)
ホテルマイステイズ厚木	本厚木		1 泊 3 食付※①	洋室(シングル)
レンブラントスタイル本厚木	本厚木		1 泊 3 食付※①	洋室(シングル)
レンブラントホテル厚木	本厚木		1 泊 3 食付※①	洋室(シングル・ツイン)
ホテルビスタ海老名	海老名		1 泊 3 食付※①	洋室(シングル・ツイン)
レンブラントホテル海老名	海老名		1 泊 3 食付※①	洋室(シングル)
ホテルルートイン海老名駅前 ※ホテルから無料で朝食が提供されます。	海老名		1 泊タ・昼食付※①	洋室(シングル・ツイン)
ホテルルートイン伊勢原大山インター ※ホテルから無料で朝食が提供されます。	伊勢原		1 泊タ・昼食付※①	洋室(シングル・ツイン)

全宿泊施設とも昼食は弁当となり、大会会場（小田原アリーナ又はトクセイセキュリティ平塚総合体育館）にて配布いたします。（ゴミ回収 14:00 まで）

※① 夕食はジェフグルメカードのご利用となります。（箱根高原ホテル・ニューウェルシティ湯河原の夕食は施設にてご用意となります）

※2 泊以上をご希望の場合には、泊数に応じた旅行代金が必要となります。 ※ダブルは 1 名での利用となります。

※ホテルのご希望はお受けできませんので、ご了承ください。

(7)日程表

	日 程	
スケジュール	1 日目	宿泊ホテル(泊) ※各自チェックインください。
	2 日目	宿泊ホテル(発) ※各自チェックアウトください。 昼食弁当を配布（11：00～13：00）受付時に学校名を確認します。

上記は 1 泊あたりの日程表となります。ご希望に応じて 2 泊までお受けいたします。

【食事回数】 1 泊 3 食付プラン：朝 1 回、昼 1 回（弁当）、夕 1 回 / 1 泊タ・昼食付プラン：夕 1 回、昼 1 回（弁当）

※1 泊につき上記回数の食事が付きます。

○最少催行人員：1 名

○添乗員：同行いたしません。チェックインの手続き等は、お客様自身で行っていただきます。

2. 申込方法・期間について

<受付期間> 令和6年5月8日（水） 10:00 から ～ 5月15日（水） 10:00 まで

* 受付後の配宿業務の係上、お申込時は氏名・人数・携帯連絡先等、正確な入力のご協力をお願いいたします。

申し込み方法

参加申込専用サイトからお申込みください。

URL <https://e-ve.event-form.jp/event/76103/xsWu3jnEjuNs>

3. 人員変更・取消について

(1) 申込後の変更・取消については、WEB 画面にてお願い致します。

◆ <WEB での変更可能期間> 令和6年5月21日（火） 17:00 まで

* WEB での変更可能期間については、電話での変更・取消はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

* 5/22 (水)以降の変更につきましては下記取消料が発生します。

* 5/24 (金)17:00 以降の変更・取消に関しては、E-mail にてご連絡をお願いいたします。

(2) お客様のご都合で予約を取消される場合は、取消料を申し受けます。

取消料は弊社の営業日・営業時間内で WEB 画面又はメールにて変更された日時を基準に発生いたしますのでご注意ください。

(3) 大会期間中は弊社休業日にあたるため、変更・取消はメールにてご連絡ください。

(4) 変更・取消によるご返金は大会終了後すみやかに行いますが、着金が 6 月末頃になる可能性がございますので予め、ご了承ください。

(5) ジェフグルメカード・昼食弁当をご利用されない場合でも、旅行代金のご返金はありません。

4. 宿舎の決定及び宿泊・弁当代金のお支払い、その他について

(1) 宿舎の決定については、申込時にご登録いただく電子メールアドレスに配宿決定通知を送付いたします。

(2) 配宿決定後、お支払金額を通知いたします。弊社よりお送りするメールに記載の銀行口座へお振込みください。

お振込み期限：令和6年5月27日（月） 15:00 まで

※お振込みは、「学校名」でお願いします。

※振込手数料はお客様負担にてお願いします。

※ 5/24（金）までにメールが届かない場合、お手数ですが下記お問い合わせ先までご連絡ください。

(3) 領収証をご希望の方は、申込時に WEB 画面にて必要な情報をご記入ください。大会後、郵送にてお送りいたします。

(4) 取消・人数変更などによるご返金は大会終了後とさせていただきます。

【取消料】

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目から 8 日目までの取消	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目から 2 日目までの取消	旅行開始日の前日の取消	旅行開始日の当日 (旅行開始前)の取消	旅行開始後解除及び無連絡の場合
取消料	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%

【 旅行企画・実施・お申込み・お問合せ】

近畿日本ツーリスト株式会社 県央町田支店

観光庁長官登録旅行業第 2053 号  一般社団法人日本旅行業協会正会員

旅行業公正取引協議会会員 ボンド保証会員

担当者：鎌田慎一・酒井美保・安藤昌幸・中島梓

個人情報管理者：鎌田慎一



旅行業公正取引
協 議 会 会 員

〒194-0022 東京都町田市森野 1-7-23 大樹生命町田ビル 2 階

TEL：042-723-4891

E-mail：kenou-machida@or.knt.co.jp

営業日：平日 10:00～17:00（休業日：土・日・祝日）

※休業日と営業時間外の取消・変更のお申出は翌営業日の受付となります。

総合旅行業務取扱管理者：鎌田慎一・三好貴士

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。

この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。

旅行条件書算出日：令和 6 年 4 月 1 日

登録番号 6044-2404-0005

ご旅行条件書（国内旅行）

■お申し込み

- (1) 申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。当社が定める所定の期日までに参加申込金を所定の口座にお振込みください。
- ＊申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- (2) 電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）

■ウェイトिंगの取扱いについての特約

お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウェイトینگ登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウェイトینگ登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウェイトینگ登録」は予約の完了を保証するものではありません。

■申込条件

- (1) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出てください。）あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は、可能な合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (2) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客さまからの申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- (3) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）
- (4) 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- (5) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
- ① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
- ② 通信契約のお申込みの際し、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ③ 通信契約は、当社らが契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとなります。
- ④ 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。
- (6) 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
- ① 他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
- ② お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。
- ③ お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ④ お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (7) その他他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- (2) 複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が1人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）から8日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から2日目までの取消	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日（旅行開始前）	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

- ① 当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
- ② 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

下記の場合は取消料はいただきません。（一部例示）

- ① 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～9に定める事項をいいます。
- ② 旅行代金が増額された場合。
- ③ 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例示）

- ① お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行は3日目）に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ② 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
- ③ 申込条件の不適合
- ④ 病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき
- ⑤ お客様が■申込条件⑥①から④のいずれかに該当することが判明したとき

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のもへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りします。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

■個人情報の取扱いについて

- ※ E U在住の方はお問い合わせください。
- イ、当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- また、旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまのお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報、電子的方法等で免税店等の事業者に提供いたします。
- お申込みいただいた際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。

- ロ、当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報、お客様に傷病があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

- ハ、当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。

- 住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス
- 二、上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧いただけます。

当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。